

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等について

1 法改正の理由

新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要があり、国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）の対象となるよう改正されたもの。

【改正概要】 法の適用対象に「新型コロナウイルス感染症」を追加（2 年以内の時限措置）
【施行期日】 公布の日の翌日（令和2年3月14日）

2 必要な体制整備等

(1) 政府行動計画に基づく行動計画の作成等の体制整備（法第 7 条， 8 条）

- ・「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」策定済（平成 2 6 年 3 月）
- ・市町村行動計画は県内全市町村策定済

(2) 対策本部等の設置

	法改正前	法改正後
政府	任意設置	法定設置（法第 1 5 条）※ ¹
都道府県	任意設置	法定設置（法第 2 2 条）※ ²
市町村	任意設置	緊急事態宣言が公示された場合、法定設置（法第 3 4 条）

※ 1 3/26 設置

※ 2 3/26 宮城県は任意の本部から法定設置へ移行

※ 3 4/7 緊急事態宣言が公示され、同日中に県内全市町村で法定設置へ移行

【都道府県対策本部長の権限（法第 2 4 条）】

- ・県及び市町村，指定公共機関が実施する対策の総合調整
- ・公私の団体又は個人に対し，対策に必要な協力の要請 等

(3) 政府対策本部による基本的対処方針の策定・変更（法第 1 8 条）

3 緊急事態宣言の公示（法第 3 2 条）

全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を公示。

緊急事態措置を講ずる区域・期間等を指定。公示にあたっては、基本的対処方針の変更について専門的評価を受け、決定する。

【緊急事態宣言の要件】

- 要件 1 感染した場合における重篤症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに感染した場合に比して相当度高いと認められる場合
- 要件 2 感染経路が特定できない場合又は患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合

4 緊急事態宣言の対象区域となった都道府県知事が講ずる措置

(1) 不要不急の外出の自粛等の要請（法第45条第1項）

住民に対し、期間と区域を定めて^{※4}、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと等、感染防止に必要な協力を要請することができる。

※4 基本的対処方針で示された期間を踏まえ、都道府県知事は、地域の状況を踏まえ、期間を決定する。区域は発生状況を考慮し、人の移動の実態等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止のために効果があると考えられる区域を定める（市町村単位、都道府県内のブロック単位）。【逐条解説より】

(2) 学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限等の要請（法第45条第2項）

多数の者が利用する施設の管理者に対して、施設の使用制限又は停止、催物の開催の制限又は停止、その他政令で定める措置を講じるよう要請することができる。

(3) 臨時の医療施設での医療の提供等（法第48条）

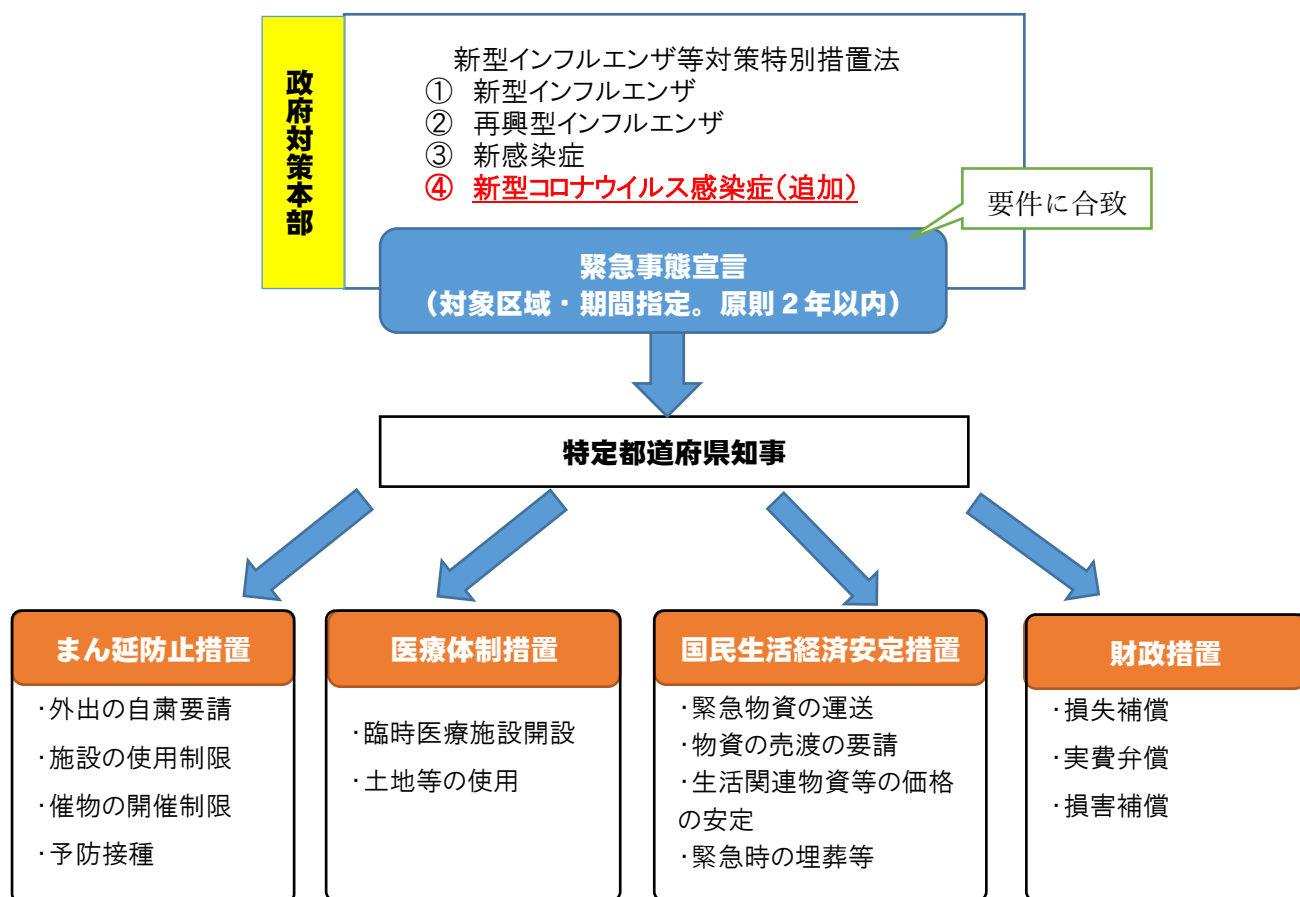
(4) 医薬品等緊急物資の運送の要請・指示（法第54条）

(5) 医薬品、食品等特定物資の売渡しの要請・収用・保管（法第55条）

(6) 緊急時の埋葬又は火葬の実施（法第56条）

(7) 生活関連物資等の価格の安定等に必要な措置（法第59条）

<イメージ図>



施設の使用制限等について

【対象施設】（特措法第45条第2項の要請ができる対象施設）

区分1

- 1 幼稚園，小学校，中学校，高等学校，高等専門学校，高等専修学校
- 2 保育所，介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所のように供する部分に限る）

区分2※1

- 3 大学，専修学校（高等課程を置く専修学校を除く），各種学校その他これらに類する教育施設
- 4 劇場，観覧場，映画館又は演芸場
- 5 集会場又は公会堂
- 6 展示場
- 7 百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品，医薬品，医療機器その他衛生用品又は燃料その他国民生活及び国民経済の安定を確保するために必要な物品として厚生労働省が定めるものの売場を除く。例えば食品店，薬局，ガソリンスタンドは対象外。）
- 8 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- 9 体育館，水泳場，ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 10 博物館，美術館又は図書館
- 11 キャバレー，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 12 理髪店，質屋，貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 13 自動車教習所，学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 14 3～13の施設であって，建物の床面積 1,000 m²超えないもののうち，緊急事態において，厚生労働大臣が定めて公示するもの※2

※1 上記3～13の施設については，建物の床面積 1,000 m²超が対象

※2 上記4，5，6，9，11については，建物の床面積 1,000 m²以下も対象（令和2年4月7日告示）

【対象施設】（特措法第24条9項による協力の要請ができる対象施設）※使用制限以外の措置

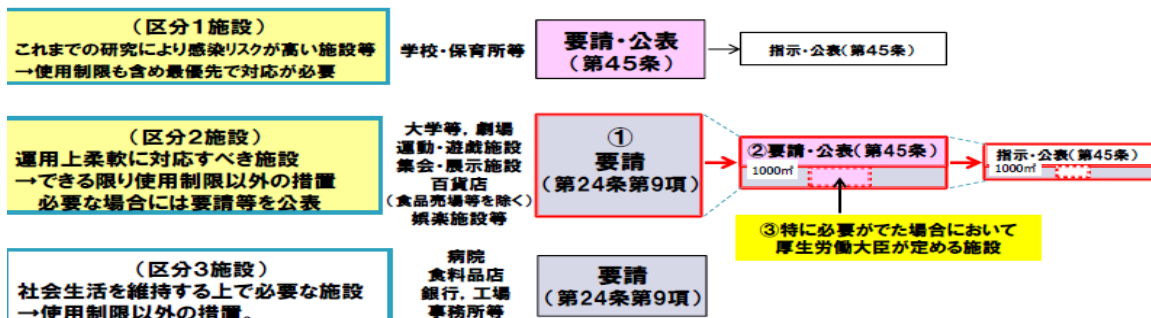
区分3

- a 病院又は診療所
- b 卸売市場，食料品売場
- c 飲食店，料理店
- d ホテル又は旅館
- e 寄宿舍又は下宿
- f 車両の停留場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- g 工場
- h 銀行
- i 事務所
- j 保健所，税務署その他不特定多数が利用する官公署
- k 公衆浴場
- l 政令で定める施設（上記3～13）であって 1,000 m²以下の施設

施設使用制限等とは

新型インフルエンザ等の感染リスク，社会生活の維持の観点から，施設の区分ごとに，適切な対応を行う。

※緊急事態宣言前(特措法第24条9項)の要請は，指示まで至らない措置。公表もされない。
 緊急事態宣言後(特措法第45条)の要請は，指示まで至る措置。個別施設名が公表される。



施設の使用制限以外の措置

- ・ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- ・ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒
- ・ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・ 上記に掲げるもののほか，新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めるもの

使用制限等の対象施設一覧

区分 1

担当部局	種別	施設数		備考
		県	仙台市	
総務部	幼稚園	158	—	うち休園12 (R2. 4. 1) 私立
総務部	小学校	5	—	私立
総務部	中学校	7	—	私立
総務部	高等学校	20	—	私立
総務部	中等教育学校	1	—	私立
総務部	特別支援学校	1	—	私立
保健福祉部	保育所	239	193	県 R2. 4. 1現在 仙台市 H31. 4. 1現在
保健福祉部	へき地保育所	6	0	県 R1. 10. 1現在
保健福祉部	認定こども園	39	38	県 R2. 4. 1現在 仙台市 R2. 4. 1現在
保健福祉部	認可外保育施設	114	167	県 R1. 10. 1現在 仙台市 R1. 10. 1現在
保健福祉部	地域型保育事業	109	167	県 H31. 4. 1現在 仙台市 H31. 4. 1現在
保健福祉部	児童館	83	112	県 R2. 4. 1現在 仙台市 R2. 4. 1現在
保健福祉部	児童遊園	142	23	県 R2. 4. 1現在 仙台市 R2. 4. 1現在
保健福祉部	地域子ども・子育て支援事業	1247 (県内市町村合計)		国庫補助事業 R1年度現在 (他施設・事業と重複あり, 詳細不明。) 自肅要請する場合は, 県→市町村ルートで周知。
保健福祉部	子育て世代包括支援センター	27	7	県 R2. 4. 1現在 仙台市 R2. 4. 1現在
保健福祉部	生活介護を行う施設	151	84	R2. 3. 23現在 基準該当含
保健福祉部	短期入所事業を行う施設	82	35	R2. 3. 23現在 基準該当含む
保健福祉部	重度障害者等包括支援事業を行う施設	0	0	
保健福祉部	自立訓練(機能訓練)事業を行う施設	12	10	R2. 3. 23現在 基準該当含む
保健福祉部	自立訓練(生活訓練)事業を行う施設	16	24	R2. 3. 23現在 基準該当含む 宿泊型自立訓練8箇所含む
保健福祉部	就労移行支援事業を行う施設	26	36	R2. 3. 23現在
保健福祉部	就労継続支援(A型)事業を行う施設	28	20	R2. 3. 23現在
保健福祉部	就労継続支援(B型)事業を行う施設	120	110	R2. 3. 23現在
保健福祉部	児童発達支援を行う施設	39	48	R2. 3. 23現在
保健福祉部	医療型児童発達支援を行う施設	0	0	R2. 3. 23現在
保健福祉部	放課後等デイサービスを行う施設	104	125	R2. 3. 23現在
保健福祉部	地域活動支援センター	47	15	
保健福祉部	身体障害者福祉センター	3	0	県視覚障害者情報センター, 県障害者福祉センター, 聴覚障害者情報提供施設
保健福祉部	盲人ホーム	0	0	該当なし

担当部局	種別	施設数		備考
		県	仙台市	
保健福祉部	日中一時支援事業を行う施設	0	0	該当なし
保健福祉部	通所介護	334	123	介護予防通所介護を含む。
保健福祉部	通所リハビリテーション	57	34	介護予防通所リハビリテーションを含む。
保健福祉部	短期入所生活介護	144	92	介護予防短期入所生活介護を含む。
保健福祉部	短期入所生活療養介護	65	35	介護予防短期入所療養介護を含む。
保健福祉部	特定施設入居者生活介護 (短期利用に限る)	27	44	地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。
保健福祉部	認知症対応型通所介護	42	32	介護予防認知症対応型通所介護を含む。
保健福祉部	小規模多機能型居宅介護	35	40	介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。
保健福祉部	認知症対応型共同生活介護 (短期利用に限る)	175	112	介護予防認知症対応型共同生活介護を含む。
保健福祉部	看護小規模多機能型居宅介護 事業所(複合型サービス)	6	12	
保健福祉部	地域支援事業	547	336	介護予防ケアマネジメント訪問系事業を除く。
保健福祉部	授産施設	0	0	県内該当施設なし
保健福祉部	ホームレス自立支援センター	0	1	仙台市路上生活者等自立支援ホーム清流ホーム
教育庁	幼稚園	75	1	県分には国立1(宮教大附属幼稚園)を含む。 仙台1(仙台市立あきう幼稚園)
教育庁	小学校	256	123	県分には国立1(宮教大附属小)を含む。
教育庁	中学校	135	65	県分には国立1(宮教大附属中)を含む。
教育庁	義務教育学校	1	0	
教育庁	高等学校	73	4	仙台4(仙台市立高校(仙台, 仙台商, 仙台工, 大志))
教育庁	中等教育学校	0	1	仙台1(青陵中等教育学校)
教育庁	特別支援学校	26	1	県分には国立1(宮教大附属特別支援学校)を含む。 仙台1(鶴谷特別支援学校)
合計		7,094		

使用制限等の対象施設一覧

区分 2

担当部局	種別	施設数		備考
		県	仙台市	
総務部	大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設	89	—	うち休校8 (R2.4.1)
総務部	博物館、美術館又は図書館	1	—	公文書館
環境生活部	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	27	—	食と暮らしの安全推進課 ※興行場法に基づく興行場(ライブハウスを含む) 仙台市分を除く施設数のみ把握
(仙台市からの情報)	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	—	1	劇場
(仙台市からの情報)	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	—	38	区分2又は3(区分け確認中)
環境生活部	集会場又は公会堂	31	16	消費生活・文化課(46)←県30,仙台市16 共同参画社会推進課(みやぎNPOプラザ)
(仙台市からの情報)	集会場又は公会堂	—	7	公会堂
(仙台市からの情報)	集会場又は公会堂	—	53	公民館
環境生活部	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	57	—	食と暮らしの安全推進課 仙台市分を除く施設数のみ把握
(仙台市からの情報)	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	—	206	旅館・ホテル(床面積不明)
環境生活部	博物館、美術館又は図書館	3	—	自然保護課(所管指定管理導入施設)
(仙台市からの情報)	博物館、美術館又は図書館	—	12	博物館4, 博物館相当2, 図書館5, 文学館1
環境生活部	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設	県警の台帳入手後に保健所に照会		【再掲】食と暮らしの安全推進課(警察本部所管の「キャバレー等」「特定遊技飲食店」を包含する) ※風営適正化法に基づく接待飲食等営業のうち1号営業(料理店、社交飲食店)及び特定遊興飲食店営業
保健福祉部	運動施設	1	0	体育センター
経済商工観光部	その他これらに類する教育施設	6	0	高等技術専門校(5) 障害者職業能力開発校
経済商工観光部	展示場	15	0	
(仙台市からの情報)	展示場	—	7	コンペション等施設
経済商工観光部	物品販売業店舗	145	118	大規模小売店舗262 蔵王レストハウス1
(仙台市からの情報)	百貨店、マーケット	—	238	
農政部	建物の床面積が1,000㎡を超える専修学校	3	—	農業大学校(名取教場, 古川教場, 岩出山教場)
教育庁	体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場	787	272	スポーツジム, 卓球スクールを含む。 区分2又は3(区分け困難)
(仙台市からの情報)	体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場	—	206	遊泳用プール 区分2又は3(区分け困難)
(仙台市からの情報)	体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場	—	21	体育館9, 武道館2, 水泳場9, 屋内グラウンド1
教育庁	博物館、美術館又は図書館	152	43	仙台市は、博物館類36(計37のうち県美術館のみ県有施設。残りは市及び民間、大学)、図書館類7 区分2又は3(区分け困難)
警察本部	ぱちんこ屋	119	64	区分2又は3(区分け困難)
警察本部	ゲーム屋	25	40	区分2又は3(区分け困難)
警察本部	まあじゃん屋	41	100	区分2又は3(区分け困難)
警察本部	キャバレー等	1299 (県内全体)		飲食あり(食と暮らしの安全推進課) 区分2又は3(区分け困難), 施設リストなし

担当部局	種別	施設数		備考
		県	仙台市	
警察本部	特定遊戯飲食店	0	2	飲食あり（食と暮らしの安全推進課） 区分2又は3（区分け困難），施設リストなし
警察本部	質屋	9	17	区分2又は3（区分け困難）
その他	自動車教習所	34		宮城県指定自動車教習所協会HPより確認（面積確認要）
その他	学習塾	確認中		
合計		4,305		一部，突合作業・精査中 一部，区分3と重複

使用制限等の対象施設一覧

区分3

担当部局	種別	施設数		備考
		県	仙台市	
震災復興・企画部	停車場	125	67	鉄道・BRTの駅舎172ヶ所（仙台市外：116、仙台市内：56） バスのターミナル等20ヶ所（仙台市外：9、仙台市内：11）
震災復興・企画部	船舶発着場	14	0	離島航路の発着場
環境生活部	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	2	—	食と暮らしの安全推進課 ※興行場法に基づく興行場（ライブハウスを含む） 仙台市を除く施設数のみ把握
（仙台市からの情報）	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	—	1	劇場
（仙台市からの情報）	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	—	38	【再掲】 区分2又は3（区分け確認中）
環境生活部	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	507	—	食と暮らしの安全推進課 仙台市を除く施設数のみ把握
（仙台市からの情報）	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	—	206	【再掲】 旅館・ホテル（床面積不明）
環境生活部	博物館、美術館又は図書館	3	—	自然保護課（所管指定管理導入施設）
（仙台市からの情報）	博物館、美術館又は図書館	—	40	博物館1、博物館相当2、博物館類似35、図書館2
環境生活部	卸売市場、食料品売場	4,706	—	食と暮らしの安全推進課 ※食品衛生法に基づく魚介類競り売り営業、飲食店営業②（仕出し弁当）、菓子製造業、魚介類販売業、食肉販売業、乳類販売業許可を有する施設数（施設名称で検索） 仙台市を除く施設数のみ把握
環境生活部	飲食店、料理店 ①一般食堂	4,689	—	食と暮らしの安全推進課 ※食品衛生法に基づく飲食店営業①④ ①一般食堂、④その他（一般食堂、仕出し弁当、旅館、自販機、自動車を除く）スナックやコンビニ等 仙台市を除く施設数のみ把握
環境生活部	飲食店、料理店 ④その他	3,312	—	
（仙台市からの情報）	飲食店営業	—	11,000	面積不明
環境生活部	寄宿舎又は下宿	26	—	食と暮らしの安全推進課 ※旅館業法に基づく下宿 仙台市を除く施設数のみ把握
環境生活部	公衆浴場	280	—	食と暮らしの安全推進課 ※公衆浴場法に基づく公衆浴場 仙台市を除く施設数のみ把握
環境生活部	体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	1	—	自然保護課
環境生活部	理髪店	1,825	—	食と暮らしの安全推進課 ※理容師法に基づく理容所及び美容師法に基づく美容所について記載。 仙台市を除く施設数のみ把握
環境生活部	美容室	2,528	—	※区分2となる1,000㎡以上の施設はない。 ※質屋：県警でリスト作成調整中 ※貸衣装屋：経商部で調整中
（仙台市からの情報）	理容所	—	869	面積確認中
（仙台市からの情報）	美容所	—	1,853	面積確認中
（仙台市からの情報）	集会場又は公会堂	—	7	公会堂
（仙台市からの情報）	集会場又は公会堂	—	74	公民館
（仙台市からの情報）	集会場又は公会堂	—	530	集会所
保健福祉部	指定管理制度導入施設施設	12	0	長寿1、子ども3、障害8
保健福祉部	県直営の公の施設	5	0	子ども総合センター、さわらび学園、リハビリテーション支援センター、精神保健福祉センター、女性相談センター
保健福祉部	保健所	9	6	県：7保健所・2支所 仙台市：1保健所・5支所

担当部局	種別	施設数		備考
		県	仙台市	
保健福祉部	官公署（児童相談所）	4	1	県：3相談所・1支所 仙台市：1相談所
保健福祉部	官公署（仙台市）	0	4	障害者総合支援センター，精神保健福祉総合センター， 北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター
保健福祉部	ホテル又は旅館	1	-	在宅心身障害者保養施設 宮城県七ツ森希望の家
保健福祉部	水泳場	1	-	幸町ウェルフェア温水プール 763.335㎡
保健福祉部	病院	82	56	
保健福祉部（医政）	医科診療所	770	936	
保健福祉部（医政）	歯科診療所	466	602	
経済商工観光部	物品販売業店舗	6	0	
経済商工観光部	寄宿舎又は下宿	1	0	障害者職業能力開発校（寮）
経済商工観光部	事務所	31	0	県内各シルバー人材センター
経済商工観光部	官公署	18	0	5労働基準監督， 13ハローワーク
経済商工観光部	博物館	2	-	
経済商工観光部	工場	-	-	みやぎ工業会（周知のみ）
経済商工観光部	工場	-	-	宮城県情報サービス産業協会（周知のみ）
経済商工観光部	事務所	-	-	・TV・ラジオ・新聞などマスコミを通じた伝達 ・関連団体（日本貸金業協会宮城県支部）を通じた周知 （周知のみ）
経済商工観光部	事務所	-	-	・一般社団法人宮城県経営者協会 ・みやぎ高度電子機械産業振興協議会 ・みやぎ組込産業振興協議会 ・みやぎ工業会 ・宮城県採石協会 ・宮城県砂利工業組合 ・宮城県計量協会 ・みやぎ自動車産業振興協議会 ・宮城県商工会連合会 ・県内各商工会議所 ・宮城県中小企業団体中央会 ・宮城県トラック協会 ・宮城県商店街振興組合連合会 ・みやぎ産業振興機構 ・宮城県職業能力開発協会 ・仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会 ・ジェトロ （周知のみ）
経済商工観光部	展示場	-	-	・TV・ラジオ・新聞などマスコミを通じた周知
（仙台市からの情報）	展示場	-	14	コンペション等施設
経済商工観光部	食品売り場 物品販売業店舗	-	-	・TV・ラジオ・新聞などマスコミを通じた周知 ・関連団体（宮城県中小企業団体中央会，宮城県商工会議所 連合会，宮城県商工会連合会）を通じた周知
農政部	卸売市場	19	2	
土木部（港湾課）	車両の停留場又は船舶もしくは は航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合 の用に供するもの	1	1	仙台港フェリーターミナル（仙台市宮城野区） マリンゲート塩釜（塩竈市）
土木部（空臨課）		4	-	仙台国際空港 仙台空港鉄道（杜せきのした駅，美田園駅，仙台空港 駅）
出納局	銀行（金融機関）	604	380	県公金取扱金融機関等（店舗内店舗含む） 仙台市に依頼することは特になし。
教育庁	体育館，水泳場，ボーリング 場，その他これらに類する運 動施設又は遊技場	787	272	【再掲】 区分2又は3（区分け困難）
（仙台市からの情報）	体育館，水泳場，ボーリング 場，その他これらに類する運 動施設又は遊技場	-	206	【再掲】 遊泳用プール 区分2又は3（区分け困難）

担当部局	種別	施設数		備考
		県	仙台市	
教育庁	博物館, 美術館又は図書館	152	43	【再掲】 仙台市は, 博物館類36 (計37のうち県美術館のみ 県有施設。残りは市及び民間, 大学), 図書館類7 区分2又は3 (区分け困難)
警察本部	ぱちんこ屋	119	64	【再掲】区分2又は3 (区分け困難)
警察本部	ゲーム屋	25	40	【再掲】区分2又は3 (区分け困難)
警察本部	まあじゃん屋	41	100	【再掲】区分2又は3 (区分け困難)
警察本部	キャバレー等	1299 (県内全体)		【再掲】飲食あり (食と暮らしの安全推進課) 区分2又は3 (区分け困難), 施設リストなし
警察本部	特定遊戯飲食店	0	2	【再掲】飲食あり (食と暮らしの安全推進課) 区分2又は3 (区分け困難), 施設リストなし
警察本部	質屋	9	17	【再掲】区分2又は3 (区分け困難)
警察本部	官公署	187	65	警察本部・執行隊・警察署: 33ヶ所 交番・駐在所・警備派出所・連絡所: 219ヶ所
合計		40,169		一部, 突合作業・精査中 一部, 区分2と重複

その他

担当部局	種別	施設数		備考
		県	仙台市	
環境生活部	ライブバー	15	－	飲食店営業許可施設のうち、ホームページ検索等でライブバーとしている施設または同様形態であることが把握されている施設
環境生活部	屋形船	2	－	船において飲食店営業許可を取得する施設
合計		17		精査中

緊急事態宣言の対象となった場合の県の対応で確認すべき事項の調整状況

項目	整理等が必要な事項	想定関係部局	調整状況	備考	
「緊急事態宣言」の対象区域となった都道府県知事が講ずる措置	不要不急の外出の自粛等の要請 (法第45条第1項)	1 県行動計画では、県（保健福祉部）は、期間と範囲を定め、県民の外出自粛を要請することになっているが、全県的な危機管理事案であり、協力が必要となる	・期間と範囲の決定：保健福祉部 ・自粛等の要請：総務部（危機対策課）	左記のとおり役割確認済 (3/19)	県行動計画P41, 48, 55
	学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限等の要請 (法第45条第2項)	2 使用制限等の対象施設のリストの作成	・各部局において更新作業等を実施 ・資料6に記載の「区分3」に該当する施設のリスト化も必要（H29に「区分1」「区分2」のみのリスト化を依頼）	・区分毎に整理（精査中） ・仙台市許認可分の施設については施設数の情報提供あり。BDの提供は調整中（根拠：法第24条第1項、第6項及び第33条第2項）。	県行動計画P27, 34, 35 県マニュアルP64
		3 パチンコなどの遊興施設（風営法関係）や自動車教習所に係る施設の使用制限等の担当課の調整	風営法施設：警察本部（リスト提供） ただし、飲食を伴う業態のキャバレー、ナイトクラブは環境生活部（食と暮らしの安全推進課）	・使用制限等の対象施設一覧に追加	県行動計画P27, 34, 35 県マニュアルP63
		4 全国のクラスターの発生場所である、ライブハウス、ライブバー、スポーツジム、卓球スクール、屋形船、医療機関、福祉施設、展示会場の担当部署	ライブハウス（飲食有り）：食と暮らしの安全推進課 ライブバー：食と暮らしの安全推進課 スポーツジム：スポーツ健康課 卓球スクール：スポーツ健康課 屋形船（飲食有り）：食と暮らしの安全推進課 医療機関：医療政策課 福祉施設：長寿社会政策課ほか 展示会場：商工金融課	・使用制限等の対象施設一覧に追加	県行動計画P27, 34, 35 県マニュアルP63
		5 制限を要請する場合は、施設名をHP等に掲載するなど、県民向け広報を一元化する必要がある	総務部（広報課）	左記のとおり役割確認済 (3/19)	県行動計画P41, 48, 55 県マニュアルP23
		6 臨時医療施設での医療の提供等 (法第48条) ※そのための土地等使用については法第49条	臨時医療施設を設置するに当たっては、以下の協力が必要となる ・土地・家屋の確保（地権者等との交渉等を含む） ・施設設備の整備	・調整：保健福祉部 ・未利用県有地：総務部（管財課） ・土地等の確保、施設整備：土木部（用地課、住宅課）	・施設リスト作成済 ・優先順位として、未利用県有地あるいは宿泊施設等の既存のハードを活用。
	7 宿泊施設や県有施設を活用して臨時医療施設を開設する場合の担当部署について	県有施設：各施設所管部局 宿泊施設：食と暮らしの安全推進課	同上	県行動計画P56 県マニュアルP71	
	8 医薬品等緊急物資の運送の要請・指示 (法第54条)	指定地方公共機関である宮城県トラック協会に対する緊急輸送の要請・指示について	・スキーム構築：保健福祉部 ・運用：経済商工観光部（商工金融課）	左記のとおり役割確認済 (3/19)	県行動計画P43, 51, 58 県マニュアルP54
	9 医薬品、食品等特定物資の売渡しの要請・収用・保管 (法第55条)	特定物資（食品及び燃料）の売渡し要請・収用・保管の担当部署は災害対応に準じた割り振りに対応	・食品 → 農政部・水産林政部 ・燃料 → 経済商工観光部 ・医薬品、医療機器、衛生用品 → 保健福祉部	左記のとおり役割確認済 (3/19)	県行動計画P58
	10 緊急時の埋葬又は火葬の実施 (法第56条)	—	環境生活部（食と暮らしの安全推進課）	左記のとおり役割確認済 (3/19)	県行動計画P58-59 県マニュアルP51
	11 生活関連物資等の価格の安定等に 必要な措置 (法第59条)	国民生活安定緊急措置法等に基づき対応	環境生活部（消費生活・文化課）	左記のとおり役割確認済 (3/19)	県行動計画P44, 51 県マニュアルP52
	12 指定公共機関及び指定地方公共機関からの応援要求 (法第27条)	法第27条に基づく指定公共機関及び指定地方公共機関からの応援要求の対応について	各担当課が指定公共機関等からの要求を聞き、対策本部で調整	左記のとおり役割確認済 (3/19)	

本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合の考え方

特定都道府県知事は、感染を防止するためのまん延防止に関する措置のほか、緊急事態措置を実施するために必要な要請をすることができることとされているが、実際に要請する場合に備え、本県の実状に応じて、使用制限等の具体的な措置のあり方を検討すべき段階にきている。

1 まん延の防止に関する措置

不要不急の外出の自粛等の要請（法第45条第1項）

都道府県知事は、緊急事態において必要があると認めるときは、住民に対し、知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除き、外出しないこと等を要請することができる。

対象施設の使用制限の措置（法第45条第2項）

都道府県知事は、緊急事態において必要があると認めるときは、都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設等の対象施設を管理する者に対して使用制限若しくは停止等を要請することができる。

〈対象施設〉

- ・学校
- ・保育所、介護老人保健施設（通所又は短期入所利用）など
- ・興行場など多数の者が利用する施設（床面積1,000㎡超。特に必要な施設については1,000㎡以下も含む。）

※ 対象施設については、各部局においてリストの更新作業を実施。また、仙台市許認可分については、仙台市の協力を得てリストを作成中。

◆ 上記以外の施設に対する感染対策の徹底の要請（法第24条第9項）

1,000㎡以下の対象施設についてもリスト化又は業界団体を把握

〈感染対策の徹底としてお願いする内容〉

- ・感染の防止のための入場者の整理
- ・発熱その他の症状を呈している者の入場禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・施設の消毒
- ・マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・施設の換気

○ 本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合においては、一律に使用制限を要請するのではなく、施設の種別、規模や地域のほか、必要やむを得ない状況等を勘案し、県民生活への影響を踏まえ、使用制限の対象とする施設を検討する必要がある。

（例）保育所、介護老人保健施設（通所・短期入所利用）等

- ・ 感染リスクが高い施設として区分1に分類されており、まん延防止の観点から施設の使用制限の必要性が高いものの、一方で、生活維持の観点から施設を利用せざるを得ない利用者への配慮も必要である。
- ・ 施設の種別、利用状況等に応じて、利用の自粛や規模の縮小の要請についても検討する必要がある。

○ 今回、緊急事態宣言の対象区域となった東京都では、対象施設を10日に公表し、11日に開始するとしているが、他の6府県では、使用制限の要請については現段階では見送るとの報道がなされている。

2 医薬品等緊急物資の運送の要請・指示（法第54条）

患者の増加によって経済活動が縮小され、物流についてもその活動が滞り、県が備蓄している物資や医薬品等の緊急事態措置に必要な緊急物資の配送ができない場合において、次の指定地方公共機関に対して緊急輸送の要請を行う。

指定地方公共機関 公益社団法人宮城県トラック協会

3 医薬品、食品等特定物資の売渡しの要請・収用・保管（法第55条）

患者の増加によって経済活動が縮小され、備蓄した物資の活用や通常の売買による物資の調達だけでは、緊急事態措置の実施に必要な特定物資（医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料）を確保できない場合において、特定物資を取り扱う者に対して売渡しを要請する。

特定物資の売渡しの要請等については、災害時における各種協定等のスキームを活かし、必要な特定物資の確保について準備を進める。

○医薬品、医療機器その他衛生用品（協定）

宮城県医薬品卸組合、宮城県医療機器販売業協会

○燃料（優先供給）

宮城県石油商業組合、宮城県石油商業協同組合等

○食品

コンビニエンスストア、業界団体（製造業）等